

事 務 連 絡  
令和元年 5 月 6 日

団体 様  
施術所 各位

滋賀県国民健康保険団体連合会

元号の変更に伴う療養費支給申請書の請求の取扱いについて

平素は本会の業務処理にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

元号の変更につきましては、平成 31 年 4 月 1 日に新元号を「令和」に改める政令が公布され、5 月 1 日施行と定められたところです。

これに伴い、療養費支給申請書の請求について、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

1 療養費支給申請書の請求に係る事項

療養費支給申請書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

※. お問い合わせ先

滋賀県国民健康保険団体連合会

審査・業務課 療養費係

TEL 077-526-7139